

堺市公園施設健全度調査ほか業務

特記仕様書

堺市 建設局 公園緑地部 公園監理課

第 1 章 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、「堺市公園施設健全度調査ほか業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、設計書、並びに下記の共通仕様書に従うものとするが、本特記仕様書を優先するものとする。

設計業務等共通仕様書（令和5年7月 堺市建設局）

2. 業務の目的

本業務は、都市公園にある公園施設の計画的な維持管理、改築等に係る取り組みを推進するため、公園施設の健全度調査、健全度・緊急度判定を行い、公園施設長寿命化計画の更新を行うことを目的とする。

なお、公園施設長寿命化計画とは、公園利用者の安全を確保しつつ、公園施設のライフサイクルコストの縮減、維持管理費の平準化を図るため、アセットマネジメントの手法を取り入れた計画的、効率的な維持管理を行っていくための計画である。

3. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書による他、次の各種法令及び規則等に準拠して実施するものとする。

- (1) 公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】（平成30年10月国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- (2) 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- (3) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月国土交通省）
- (4) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）（平成26年6月国土交通省）
- (5) 遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014（一般社団法人日本公園施設業協会）
- (6) その他関係法令及び諸規定並びに関係書類

4. 業務計画書

受注者は契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し監督員に提出しなければならない。また、受注者は業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

5. 配置技術者

本業務の実施にあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、本業務に必要な知識を有した者を管理技術者に定め、正確、丁寧な業務を遂行しなければならない。

管理技術者及び照査技術者は以下の資格を有する者を直接的かつ恒常的に雇用し配置しなければならない。

○技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画）または建設部門（都市及び地方計画））または一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者。

受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

管理技術者、照査技術者、担当技術者が監督員の指示に従わない等、適切な履行に支障が生じる恐れがあると監督員が認めた場合、受注者は直ちに必要な措置を取らなければならない。

6. 工程管理

受注者は業務工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した業務工程表を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

特に時期の定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の進行をはかること。

7. 委託の中止

受注者が監督員の指示に従わなかったとき、また、受注者に不正または、不都合な行為があるときは、委託の中止を求める時がある。この場合履行期間の延長は行わない。

受注者の責でない事由により、作業の全部または一部の中止を命じる時がある。この場合、中止期間が履行期間を越えるとき、また、その他やむを得ないときは、履行期間を延長するときがある。

8. 提出書類

受注者は、本業務を実施するにあたり、下記の資料を発注者に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務責任者届
- (5) 技術者届（技術者資格の写し・直接雇用を証明する書類等）
- (6) その他発注者が必要とする書類

9. 土地の立ち入り

受注者は他人の土地に立入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地の所有者または占有者に了解を得なければならない。

10. 諸事故の処理

本業務実施中に発生した諸事故や第三者に与えた損害は、受注者の責任において解決するものとし、発生原因、経過、内容を速やかに監督員に報告する

ものとする。

1 1 . 検 査

受注者は、業務完了時に、発注者の検査を受けなければならない。

検査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。

1 2 . 引 渡 し

本特記仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査を持って業務完了とする。

1 3 . 業務実績データの作成・登録

受注者は、契約時または変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1 4 . 貸与品等

本業務は、業務に必要な下記の商品等について貸与または支給する。

受注者は、貸与品等の引き渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書または借用書を提出しなければならない。

品 名	数 量
公園台帳（データまたは紙）	1式
公園台帳管理システムデータベース（データ）	1式
堺市公園施設長寿命化計画（データまたは紙）	1式
過年度実施した堺市公園施設健全度調査ほか業務結果（データまたは紙）	1式

1 5 . 打 合 せ 協 議

打合せ協議は、着手時、中間1回、成果品納品時の計3回を見込んでおり、補足協議については随時行うものとする。

1 6 . 履 行 期 間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和7年1月31日までとする。

17. 費用の負担

本業務の検査等に伴う費用は、本資料に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

18. 被害の負担

本業務実施中における天災地変または、盗難等による損害は、受注者の負担とする。

受注者は本業務の履行に際し、第三者に被害を与えた時、または事故が発生した場合は、誠意をもって交渉し、その賠償の責任を取らなければならない。

本業務の履行が不完全なためによる損害は、すべて受注者の負担とする。

19. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

20. 秘密の保持

受注者は、業務処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

21. 疑義

本特記仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、速やかに監督員と受注者が協議し定めるものとする。

22. 暴力団等の排除について

暴力団等の排除については【別紙1】によるものとする。

23. 積算上の条件について

本業務の積算上の条件については【別紙2】によるものとする。なお、【別紙2】は入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約上の拘束力を生じるものではない。

第2章 業務内容

2.4. 要旨

本業務は下記の項目を要旨として遂行するものとする。

- (1)健全度調査対象となる公園施設において、詳細な健全度調査を行い、構造物、消耗材の劣化や損傷の状況等について、判定を行うものとする。また、発注者が運用する公園台帳管理システムのデータベースに入力を行う。
- (2)調査結果を踏まえ、ライフサイクルコストに基づいた各公園施設の対策の予定時期を検討し、既に策定している堺市公園施設長寿命化計画を更新するものとする。

2.5. 調査対象公園及び施設

本業務の対象は下記のとおりで、詳細は【別紙3】のとおりとする。

- ・公園施設健全度調査の対象とする公園

堺市内の都市公園346公園の公園施設3,272基を調査対象とする。

(公園施設健全度調査及び健全度・緊急度判定)

2.6. 調査準備

健全度調査に先立ち、以下の項目に沿って計画立案を行うものとする。

- (1)健全度調査の実施時期と期間
- (2)健全度調査体制
- (3)健全度調査内容

2.7. 遊戯施設健全度調査

遊戯施設990基を対象とし、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」の点検項目に基づき公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士、公園施設点検技士のいずれかが点検調査を実施するものとする。

遊戯施設は、子どもの遊びの特性を踏まえ、事故防止のための対応が必要であり「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」に基づいた調査を実施し、劣化や損傷の状況だけで健全度を判定するのではなく安全性の確保などを踏まえて総合的な判断の上判定するものとする。

遊戯施設の健全度調査中に測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器または一般社団法人日本公園施設業協会認定のJPFA検査器具を使用して行うものとする。

健全度調査については以下のことに留意しなければならない。

- (1)調査に伴う園内への車両の進入、機器類等の搬入・搬出については事前に監督員と協議すること。
- (2)調査中は、作業現場における危険防止・安全対策に努めなければならない。調査中に、緊急性がある補修箇所等を発見し、危険防止・安全確保のために対象施設の利用や対象施設の立入を制限または禁止する必要がある場合は、速やかに監督員に連絡すること。

健全度調査票は「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024」に準じた点検表とすることとする。（【別紙4】参照）

28. 土木構造物健全度調査

土木構造物の調査は、以下に示す構造物の種別ごとに各マニュアル等に準じて調査を実施するものとする。

- (1) 橋梁（コンクリート橋、鋼橋）については、道路橋の健全度に関して概略を把握できることを目的に策定された「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）」に準じて、目視等により調査を実施する。
- (2) 木橋については、「木橋の点検マニュアル第2版」に準じ、目視等により調査を実施する。
- (3) 擁壁については、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集」に準じ、目視等により調査を実施する。

29. 建築物健全度調査

建築物の調査は以下の項目に沿って実施するものとする。

- (1) 「特殊建築物等定期点検業務基準」、「建築物点検マニュアル・同解説」、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集」に準じて、目視等により調査を実施する。
- (2) 別途建築物の耐震改修やバリアフリー対策を検討する場合は、各法令（都市公園法・建築基準法・建築物の耐震改修の促進に関する法律・高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律等）への適合状況も併せて確認するものとする。
- (3) 建築設備等の点検の実施にあたっては、関係法令の規程による検査等で定期点検の内容に適合するものは、法令点検の検査結果を活用するものとする。

また、法定点検以外に作動確認が必要な設備は、その設備の稼働時期に作動確認をするものとする。

30. 一般施設健全度調査

上記27から29までの施設を除いた公園施設の調査は、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集」に準じて、目視等により調査を実施する。

- (1) 公園施設がバリアフリー法の基準に適合していない場合は、健全度調査票に記入する。
- (2) 公園のシンボル等となっている公園施設については、美観的価値を踏まえ、構造物・消耗材の劣化や損傷状況を確認し、概要及び想定される補修方法について、健全度調査票に記入する。
- (3) 劣化状況によって、危険防止・安全確保のために対象施設の利用や対象施設の立入を制限または禁止する必要がある場合は、速やかに監督員に連絡すること。

31. 健全度判定

健全度判定は指針等（公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】、同指針（案）参考資料、同指針（案）健全度調査・判定事例集、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）、遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024等）に基づいて、健全度調査で得られた情報をもとに、総合的な判断を行うものとする。

3.2. 緊急度判定

健全度判定に基づき、施設の補修、もしくは更新に対する緊急度（高・中・低）を設定するものとする。

(1) 健全度Dの施設は緊急度「高」とする。

(2) 健全度Cの施設は基本的には緊急度「中」とするが、特に優先度が高い施設については任意の指標を設定した上、その指標をもとに緊急度「高」とする。

なお、発注者が過年度実施した遊戯施設健全度調査において、健全度Cのうちハザードレベルが3の施設は緊急度「高」としていることから、整合を図るものとする。

(3) 健全度A、Bと判定された施設は緊急度「低」とする。

3.3. 公園台帳管理システムへの入力

健全度調査、健全度判定、緊急度判定の結果を健全度調査票（【別紙4】参照）にまとめ、発注者が運用する公園台帳管理システム（【別紙5】参照）に入力する。

3.4. 簡易平面図の作成

本市の過年度業務において、調査を実施していない310公園については、収集した資料及び現地調査結果を基に公園ごとの遊戯施設の位置図を作成する。また、過年度業務で調査を実施している公園についても、調査時点から更新された施設及び新規に設置された施設がある場合は、位置図を更新するものとする。

施設位置図はGISデータで作成するものとし、発注者が運用する公園台帳管理システムへデータの入力を行うものとする。

（公園施設長寿命化計画の更新）

3.5. 長寿命化対策の検討

長寿命化対策については、以下の項目について検討を行うものとする。なお、対象施設は本業務で健全度調査を行う公園施設とし、発注者が過年度（平成30年度から令和4年度）に策定した「堺市公園施設長寿命化計画」を踏まえ、「堺市公園施設長寿命化計画」全体の更新を行うものとする。

(1) 基本的事項の整理

公園施設の長寿命化対策の基本的な事項について整理するものとする。

1) 計画期間と目標年度

2) 使用見込み期間

3)更新見込み年度

(2)長寿命化対策の検討

公園施設の長寿命化対策の検討にあたっては、費用の縮減のみに偏重せず、公園規模や公園の利用状況、安全性の向上等に配慮し、主として以下の内容について検討するものとする。

1)定期的な健全度調査の設定

2)予防保全型管理における対策時期及び修繕方法の設定

3 6 . 長寿命化対策費の算出

長寿命化対策の検討結果を基に、公園施設ごとの長寿命化対策費を算出する。

(1)長寿命化対策費の算出

公園施設ごとに以下の情報を整理し、長寿命化対策費を算出する。

- ・施設分類
- ・規模単位
- ・処分制限期間（年）
- ・更新費（千円）（撤去及び設置に必要となる費用）
- ・改修費（千円）（健全度Cで初年度に補修が必要となる場合の補修費）
- ・撤去費（千円）（撤去に必要となる費用）
- ・使用見込み期間（年）
- ・補修費（千円）、補修内容、補修周期（年）
- ・健全度調査費（千円）、健全度調査周期（年）
- ・管理類型（遊戯施設はすべて予防保全型管理とする）

(2)年次計画の検討

過年度実施した長寿命化対策を踏まえて算出した長寿命化対策費及び現在ある計画について、予算の平準化などの視点を考慮し、令和6年度からの10年間の年次計画を作成するものとする。ただし、計画初年度は平成31年度から変更しないものとする。

3 7 . 長寿命化計画書の作成

公園施設長寿命化計画書については、以下の様式ごとに取りまとめるものとする。

(1)表紙

(2)様式0 「公園施設長寿命化計画書」

(3)様式1 「公園施設長寿命化計画調書」（総括表）

(4)様式2 「公園施設長寿命化計画調書」（都市公園別）

(5)様式3 「公園施設長寿命化計画調書」（公園施設種類別現況）

また、計画の進行管理を実施するため、施設の更新・追加、日常点検等の維持管理の結果について、整理・把握できる計画管理ツールをMicrosoft Excel等の汎用性の高いソフトを駆使して作成すること。

38. 照査

照査技術者は以下に示す事項の照査を行い、管理技術者に照査を行った原本と照査調書を提出するものとする。管理技術者は以下に示す資料を監督員に提出する際には、照査調書を提出することとする。

(1) 業務計画書の照査

計画書作成において、業務実施に必要な基礎情報が収集、把握できているか確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

(2) 健全度調査、健全度・緊急度判定の照査

現地調査にて対象地及び周辺の現況を十分に調査しているか、また調査の取りまとめが適正か照査を行う。

(3) 長寿命化計画書の照査

長寿命化対策を十分に検討しているか、また長寿命化対策費の算出や対策費の平準化が適正か照査を行う。

第 3 章 成果品

3 9 . 成果品

成果品の提出については、次のとおりとする。

(1)	堺市公園施設長寿命化計画書（様式0～3）	2部（正・副）
(2)	(1)の電子データ(CD-ROMまたはDVD-ROM)	2部（正・副）
(3)	業務実施報告書	1部
(4)	照査実施報告書	1部
(5)	健全度調査票及び写真(既存システムに登録)	2部
(6)	公園施設位置図(Shape形式、既存システムに登録)	1式
(7)	計画管理ツール	1式
(8)	作業月報	1式
(9)	打合せ議事録	1式
(10)	その他発注者が必要とするもの	1式
(11)	(2)以外の電子データ(CD-ROMまたはDVD-ROM)	1式

4 0 . 成果品の帰属

成果品の所有権はすべて発注者のものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

積算上の条件について

1. 本業務の積算月

3 月

2. 積算基準・設計単価等について

本業務が適用する主な積算基準及び設計単価等は、建設工事積算基準（令和 5 年度）（堺市建設局）の「土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について」に記載の「積算基準（表-1）」及び「設計単価（表-2）」を参照すること。

3. 見積りにより決定した歩掛について

見積りによって決定した下表の施工歩掛については、積算上の数量を設計書の代価表に記載している。

名称・規格	代価表
調査準備	第 0-0001 号
遊戯施設健全度調査（遊具 A）	第 0-0002 号
遊戯施設健全度調査（遊具 B）	第 0-0003 号
遊戯施設健全度調査（遊具 C）	第 0-0004 号
遊戯施設健全度調査（小型複合遊具）	第 0-0005 号
遊戯施設健全度調査（中型複合遊具）	第 0-0006 号
土木構造物健全度調査（橋梁（小））	第 0-0007 号
土木構造物健全度調査（橋梁（中））	第 0-0008 号
土木構造物健全度調査（橋梁（大））	第 0-0009 号
土木構造物健全度調査（木橋（小））	第 0-0010 号
土木構造物健全度調査（木橋（中））	第 0-0011 号
土木構造物健全度調査（擁壁）	第 0-0012 号
建築物健全度調査（建築物（小））	第 0-0013 号
建築物健全度調査（建築物（中））	第 0-0014 号
建築物健全度調査（建築物（大））	第 0-0015 号
建築物健全度調査（建築物（特大））	第 0-0016 号
一般施設（一般施設 A）	第 0-0017 号
一般施設（一般施設 C）	第 0-0018 号
一般施設（噴水）	第 0-0019 号
一般施設（デッキ（中））	第 0-0020 号
一般施設（デッキ（特大））	第 0-0021 号
健全度判定	第 0-0022 号

緊急度判定	第 0-0023 号
公園台帳管理システムへの入力	第 0-0024 号
簡易平面図の作成	第 0-0025 号
長寿命化対策の検討	第 0-0026 号
長寿命化対策費の算出	第 0-0027 号
長寿命化計画書の作成	第 0-0028 号
打合せ協議	第 0-0029 号

健全度調査を対象とする公園及び施設数

健全度調査対象公園

通番	公園番号	公園名称	公園種別	区名	開設面積 (㎡)	施設数 (基)	過年度 調査済み
1	400-001	大浜公園	総合	堺	163,000	127	○
2	400-002	三宝公園	地区	堺	31,684	36	○
3	400-006	土居川公園	緩衝緑地	堺	64,307	167	○
4	400-008	金岡公園	運動	北	177,112	128	○
5	400-039	大仙公園	総合	堺	384,972	308	○
6	400-071	新金岡公園	近隣	北	22,720	25	○
7	400-086	鶴道あかしや公園	広場	東	137	1	
8	400-087	宮下町あさがお公園	広場	西	102	3	
9	400-088	宮下町すいせん公園	広場	西	194	2	
10	400-089	南野田さつき公園	広場	東	99	5	
11	400-091	新家町だりあ公園	広場	中	113	3	
12	400-092	草部あざみ公園	広場	西	145	1	
13	400-093	南野田すいれん公園	広場	東	132	2	
14	400-102	北野田つばき公園	広場	東	107	3	
15	400-104	鳳南町こぎく公園	広場	西	150	2	
16	400-111	堀上ききょう公園	広場	中	140	3	
17	400-118	小阪しょうぶ公園	広場	中	140	3	
18	400-119	福田第一公園	広場	中	155	4	
19	400-133	草部はなみずき公園	広場	西	129	2	
20	400-141	東浅香山町ひまわり公園	広場	北	141	2	
21	400-142	高倉台ゆきわりそう公園	広場	南	170	2	
22	400-143	百舌鳥梅町第2公園	広場	北	160	2	
23	400-144	丈六あじさい公園	広場	東	100	1	
24	400-145	高松こもいけ公園	広場	東	129	4	
25	400-146	上もみじ公園	広場	西	123	3	
26	400-149	堺公園墓地	墓園	南	325,985	130	○
27	400-153	柏木町うばめがし公園	広場	堺	195	2	
28	400-154	南花田めぎ公園	広場	北	161	2	
29	400-160	上之たいさんぼく公園	広場	中	122	3	
30	400-177	陶器北やまぶき公園	広場	中	150	2	
31	400-178	西野やまもみじ公園	広場	東	120	3	
32	400-182	大野芝町こなら公園	広場	中	104	1	
33	400-184	金岡町なでしこ公園	広場	北	171	4	
34	400-185	石津町あらかし公園	広場	堺	193	3	
35	400-188	毛穴町まあがれっと公園	広場	中	152	2	
36	400-191	引野町なつぐみ公園	広場	東	116	3	
37	400-193	深井北町よめな公園	広場	中	169	3	
38	400-194	浜寺諏訪森町みつばち公園	広場	西	104	3	
39	400-195	堀上町ひいらぎ公園	広場	中	129	1	
40	400-196	深阪てんとうむし公園	広場	中	140	1	
41	400-200	高倉台あおざり公園	広場	南	192	3	
42	400-205	上之つきみそう公園	広場	中	106	2	
43	400-206	田園さくらそう公園	広場	中	170	1	
44	400-207	北波止町きりぎりす公園	広場	堺	113	3	
45	400-214	上りんどう公園	広場	西	155	3	
46	400-237	中百舌鳥町はなあぶ公園	広場	東	145	4	
47	400-238	陶器北かくれみの公園	広場	中	174	4	
48	400-242	上野芝町ちっちぜみ公園	広場	西	110	2	
49	400-243	引野町ひよどり公園	広場	東	104	2	
50	400-245	石津北町みのむし公園	広場	堺	142	2	
51	400-247	草尾むぎわらとんぼ公園	広場	東	151	3	
52	400-249	土師町かすみそう公園	広場	中	125	1	
53	400-250	深井清水町ありんこ公園	広場	中	175	3	
54	400-253	楠町くすのき公園	広場	堺	177	1	
55	400-255	南花田あねもね公園	広場	北	154	3	
56	400-257	出島町しじゅうから公園	広場	堺	120	2	
57	400-265	深井中町むくどり公園	広場	中	111	1	
58	400-272	平岡町あやめ公園	広場	西	150	3	
59	400-273	宮山公園	近隣	南	36,005	5	○
60	400-274	荒山公園	総合	南	173,515	61	○

通番	公園番号	公園名称	公園種別	区名	開設面積 (㎡)	施設数 (基)	過年度 調査済み
61	400-275	竹城公園	近隣	南	25,922	30	○
62	400-278	高倉公園	近隣	南	34,432	24	○
63	400-279	茶山公園	近隣	南	43,912	21	○
64	400-280	大蓮公園	風致	南	154,550	54	○
65	400-281	晴美公園	近隣	南	59,015	33	○
66	400-282	榎塚公園	近隣	南	30,343	14	○
67	400-295	泉ヶ丘緑道	緑道	南	312,840	330	○
68	400-296	泉ヶ丘緑地	都市緑地	南	405,341	50	○
69	400-298	金岡町つぐみ公園	広場	北	140	2	
70	400-300	高松やまばと公園	広場	東	104	2	
71	400-307	東山しろちどり公園	広場	中	133	2	
72	400-309	深井水池町きじ公園	広場	中	101	2	
73	400-310	土師町ちどり公園	広場	中	150	2	
74	400-311	鳳中町ほおじろ公園	広場	西	112	1	
75	400-314	日置荘北町こちどり公園	広場	東	115	1	
76	400-317	桃山公園	近隣	南	34,617	40	○
77	400-318	西原公園	地区	南	126,645	63	○
78	400-320	庭代公園	近隣	南	68,935	62	○
79	400-321	御池公園	近隣	南	91,764	68	○
80	400-328	榎緑道	緑道	南	93,266	101	○
81	400-333	西野ぶんちょう公園	広場	東	101	1	
82	400-347	白鷺公園	総合	東	90,000	77	○
83	400-348	鳳東町はちどり公園	広場	西	120	2	
84	400-354	上たつのおとしご公園	広場	西	131	2	
85	400-357	毛穴町いわな公園	広場	中	120	2	
86	400-358	北条町このはずく公園	広場	西	186	2	
87	400-367	赤坂公園	近隣	南	42,552	22	○
88	400-368	新檜尾公園	風致	南	110,637	59	○
89	400-369	鴨谷公園	総合	南	131,210	61	○
90	400-370	城山公園	近隣	南	53,736	37	○
91	400-374	光明池緑道	緑道	南	114,954	110	○
92	400-375	光明池緑地	都市緑地	南	335,817	8	○
93	400-381	鳳南町ひごい公園	広場	西	150	3	
94	400-383	深井水池町みのかさご公園	広場	中	157	1	
95	400-387	深井沢町きじはた公園	広場	中	128	2	
96	400-502	宮山台わかさぎ公園	広場	南	107	1	
97	400-525	北条町さるすべり公園	広場	西	109	1	
98	400-532	中茶屋あまりりす公園	広場	東	149	3	
99	400-547	上ゆりのき公園	広場	西	189	6	
100	400-548	松屋町はなかいどう公園	広場	堺	163	1	
101	400-550	霞ヶ丘公園	地区	西	35,132	46	○
102	400-601	家原大池公園	地区	西	41,409	51	○
103	400-610	南花田町さざんか公園	広場	北	187	5	
104	400-617	野尻町くまざさ公園	広場	東	149	3	
105	400-637	榎緑地	都市緑地	南	70,604	12	○
106	400-667	堺自然ふれあいの森	その他	南	171,902	8	○
107	400-676	鳳公園	近隣	西	20,800	65	○
108	400-684	原池公園	運動	中	74,053	95	○
109	401-002	堺市第54-04号公共緑地	公共緑地	中	72	1	
110	401-003	堺市第54-08号公共緑地	公共緑地	東	70	1	
111	401-004	堺市第54-05号公共緑地	公共緑地	中	80	2	
112	401-005	堺市第54-12号公共緑地	公共緑地	西	91	3	
113	401-007	堺市第54-13号公共緑地	公共緑地	中	72	1	
114	401-008	堺市第55-02号公共緑地	公共緑地	中	48	2	
115	401-010	堺市第55-06号公共緑地	公共緑地	堺	91	2	
116	401-011	堺市第55-01号公共緑地	公共緑地	中	56	5	
117	401-012	堺市第55-05号公共緑地	公共緑地	東	90	2	
118	401-013	堺市第55-07号公共緑地	公共緑地	中	48	1	
119	401-014	堺市第55-08号公共緑地	公共緑地	中	82	2	
120	401-015	堺市第55-09号公共緑地	公共緑地	西	74	1	

通番	公園番号	公園名称	公園種別	区名	開設面積 (㎡)	施設数 (基)	過年度 調査済み
121	401-016	堺市第55-12号公共緑地	公共緑地	中	96	3	
122	401-018	堺市第55-10号公共緑地	公共緑地	中	63	2	
123	401-019	堺市第55-11号公共緑地	公共緑地	北	64	1	
124	401-021	堺市第55-14号公共緑地	公共緑地	中	73	3	
125	401-022	堺市第56-02号公共緑地	公共緑地	北	88	1	
126	401-025	堺市第54-02号公共緑地	公共緑地	中	80	3	
127	401-026	堺市第56-07号公共緑地	公共緑地	堺	80	3	
128	401-027	堺市第56-11号公共緑地	公共緑地	中	88	3	
129	401-028	堺市第56-09号公共緑地	公共緑地	北	90	4	
130	401-029	堺市第56-04号公共緑地	公共緑地	中	82	3	
131	401-030	堺市第57-02号公共緑地	公共緑地	中	87	1	
132	401-033	堺市第57-05号公共緑地	公共緑地	堺	72	1	
133	401-034	堺市第57-07号公共緑地	公共緑地	堺	91	1	
134	401-035	堺市第57-04号公共緑地	公共緑地	中	85	1	
135	401-036	堺市第57-08号公共緑地	公共緑地	東	80	3	
136	401-038	堺市第57-10号公共緑地	公共緑地	中	82	3	
137	401-040	堺市第57-22号公共緑地	公共緑地	堺	64	2	
138	401-041	堺市第57-16号公共緑地	公共緑地	中	87	1	
139	401-042	堺市第57-17号公共緑地	公共緑地	西	96	3	
140	401-045	堺市第57-11号公共緑地	公共緑地	西	64	1	
141	401-046	堺市第57-13号公共緑地	公共緑地	北	92	1	
142	401-047	堺市第58-01号公共緑地	公共緑地	東	63	1	
143	401-049	堺市第57-20号公共緑地	公共緑地	中	81	1	
144	401-051	堺市第58-07号公共緑地	公共緑地	東	81	2	
145	401-052	堺市第58-08号公共緑地	公共緑地	西	91	1	
146	401-055	堺市第58-10号公共緑地	公共緑地	北	71	1	
147	401-056	堺市第58-12号公共緑地	公共緑地	堺	72	1	
148	401-057	堺市第58-11号公共緑地	公共緑地	堺	64	1	
149	401-059	堺市第58-15号公共緑地	公共緑地	西	95	1	
150	401-060	堺市第59-05号公共緑地	公共緑地	堺	58	1	
151	401-061	堺市第59-01号公共緑地	公共緑地	東	60	3	
152	401-062	堺市第59-04号公共緑地	公共緑地	中	68	1	
153	401-063	堺市第58-13号公共緑地	公共緑地	中	63	2	
154	401-064	堺市第59-06号公共緑地	公共緑地	北	92	3	
155	401-065	堺市第54-01号公共緑地	公共緑地	中	64	1	
156	403-001	高松いちりんそう広場	広場	東	154	1	
157	403-002	草尾ひるがお広場	広場	東	104	1	
158	403-003	目置荘北町さぎそう広場	広場	東	80	1	
159	403-004	石津町こまくさ広場	広場	堺	100	1	
160	403-006	東八田ささゆり広場	広場	中	108	1	
161	403-007	東山こけもも広場	広場	中	99	1	
162	403-008	平井いたどり広場	広場	中	90	2	
163	403-009	鳳南町かたくり広場	広場	西	150	1	
164	403-010	目置荘西町すすき広場	広場	東	140	2	
165	403-011	菩提町ふくじゅそう広場	広場	東	112	3	
166	403-012	浜寺諏訪森町中あかね広場	広場	西	108	3	
167	403-013	東山いかりそう広場	広場	中	88	2	
168	403-015	上野芝町かのこゆり広場	広場	西	186	1	
169	403-018	土塔町ときそう広場	広場	中	111	3	
170	403-019	目置荘西町のげし広場	広場	東	56	1	
171	403-020	金岡町のぎく広場	広場	北	63	1	
172	403-021	金岡町あけぼのそう広場	広場	北	89	1	
173	403-022	北野田おどりこそう広場	広場	東	116	1	
174	403-023	百舌鳥赤畑町かたばみ広場	広場	北	138	5	
175	403-025	深井沢町ゆうすげ広場	広場	中	108	3	
176	403-026	深井東町ひつじぐさ広場	広場	中	194	3	
177	403-027	高松うらしまそう広場	広場	東	180	2	
178	403-031	宮山台ゆきのした広場	広場	南	197	2	
179	403-033	新檜尾台くさふじ広場	広場	南	82	3	
180	403-034	浜寺諏訪森町東ほおずき広場	広場	西	49	2	

通番	公園番号	公園名称	公園種別	区名	開設面積 (㎡)	施設数 (基)	過年度 調査済み
181	403-035	深井清水町つわぶき広場	広場	中	58	1	
182	403-037	鳳西町さくらすみれ広場	広場	西	71	2	
183	403-039	南清水町からすうり広場	広場	堺	79	3	
184	403-040	深阪たつなみそう広場	広場	中	137	3	
185	403-041	浜寺船尾町西まつよいぐさ広場	広場	西	64	3	
186	403-043	中百舌鳥町さわぎく広場	広場	北	90	5	
187	403-044	金岡町ふじばかま広場	広場	北	131	3	
188	403-045	鳳南町まつかぜそう広場	広場	西	170	2	
189	403-046	深井中町うすゆきそう広場	広場	中	87	1	
190	403-047	浜寺諏訪森町西はまえんどう広場	広場	西	144	2	
191	403-048	浜寺石津町西かせんそう広場	広場	西	162	2	
192	403-049	福田やまぜり広場	広場	中	104	2	
193	403-051	深井中町きづた広場	広場	中	175	3	
194	403-052	深井中町えごのき広場	広場	中	158	4	
195	403-054	上野芝向ヶ丘町さふらん広場	広場	西	156	3	
196	403-056	上野芝向ヶ丘町ひなざくら広場	広場	西	127	4	
197	403-057	北野田のじぎく広場	広場	東	61	2	
198	403-059	鳳中町ほたるぶくろ広場	広場	西	102	3	
199	403-060	浜寺石津町東えのころぐさ広場	広場	西	162	2	
200	403-061	鳳中町きちじょうそう広場	広場	西	141	4	
201	403-062	日置荘北町ぎぼうし広場	広場	東	85	1	
202	403-063	深井中町からまつそう広場	広場	中	151	3	
203	403-064	上たかねすみれ広場	広場	西	90	3	
204	403-065	常磐町まつばぎく広場	広場	北	143	3	
205	403-067	浜寺石津町東せり広場	広場	西	55	2	
206	403-069	中長尾町ひめれんげ広場	広場	北	174	2	
207	403-070	草部やくしそう広場	広場	西	127	4	
208	403-075	草部はるりんどう広場	広場	西	124	4	
209	403-076	西野かわみどり広場	広場	東	88	4	
210	403-078	野尻町なるこゆり広場	広場	東	180	6	
211	403-079	深井東町みやまむらさき広場	広場	中	123	3	
212	403-080	中百舌鳥町あずまぎく広場	広場	北	120	3	
213	403-081	上野芝町かわらなでしこ広場	広場	西	114	2	
214	403-084	大美野きんらん広場	広場	東	109	3	
215	403-086	北田出井町もりあざみ広場	広場	堺	71	2	
216	403-087	大野芝町はなしのぶ広場	広場	中	198	3	
217	403-088	土塔町あけぼのすみれ広場	広場	中	132	3	
218	403-089	菱木つるりんどう広場	広場	南	120	3	
219	403-094	福田かんあおい広場	広場	中	103	3	
220	403-095	鳳東町はるののげし広場	広場	西	172	2	
221	403-097	福田あいばそう広場	広場	中	181	1	
222	403-099	毛穴町いちご広場	広場	中	182	3	
223	403-100	蔵前町ピーチ広場	広場	北	138	3	
224	403-101	深井北町すいか広場	広場	中	169	1	
225	403-103	城山台くろつぐみ広場	広場	南	146	2	
226	403-106	高倉台みかん広場	広場	南	194	2	
227	403-108	毛穴町チェリー広場	広場	中	182	2	
228	403-110	浜寺船尾町東さくらんぼ広場	広場	西	186	5	
229	403-111	草部ナッツ広場	広場	西	149	3	
230	403-112	松屋町ぐみ広場	広場	堺	148	3	
231	403-113	菱木なつめ広場	広場	西	128	2	
232	403-114	堀上町ライチ広場	広場	中	55	2	
233	403-115	鴨谷台ネーブル広場	広場	南	125	3	
234	403-116	鳳中町クランベリー広場	広場	西	184	4	
235	403-119	土塔町さんさん広場	広場	中	180	3	
236	403-121	上野芝町ジャスミン広場	広場	西	154	3	
237	403-122	菱木ホップ広場	広場	西	186	3	
238	403-123	八田北町きぬがさそう広場	広場	中	171	2	
239	403-124	北条町ステビア広場	広場	西	172	2	
240	403-125	赤坂台ミツバ広場	広場	南	125	2	

通番	公園番号	公園名称	公園種別	区名	開設面積 (㎡)	施設数 (基)	過年度 調査済み
241	403-127	太平寺バパイヤ広場	広場	西	160	4	
242	403-130	深井中町コモンタイム広場	広場	中	138	3	
243	403-131	学園町サンマリノ広場	広場	中	170	2	
244	403-133	浜寺南町クリスマスローズ広場	広場	西	187	3	
245	403-134	学園町ヒソップ広場	広場	中	185	3	
246	403-135	土塔町フェネル公園	広場	中	193	1	
247	403-138	百舌鳥本町チャービル広場	広場	北	174	1	
248	403-142	山本町オリーブ広場	広場	堺	197	1	
249	403-143	日置荘原寺町タンデライオン広場	広場	東	183	3	
250	403-144	深井沢町みやこわすれ西広場	広場	中	124	2	
251	403-146	赤坂台マートル広場	広場	南	147	2	
252	403-149	金岡町スイートパイオレット広場	広場	北	161	2	
253	403-151	深井中町カモミール広場	広場	中	98	2	
254	403-152	岩室ロケットサラダ広場	広場	南	195	1	
255	403-153	鳳南町アカバナ広場	広場	西	113	2	
256	403-155	鳳北町キクモ広場	広場	西	142	2	
257	403-156	片蔵ヤマザクラ広場	広場	南	91	2	
258	403-159	陶器北ミズドクサ広場	広場	中	143	2	
259	403-160	伏尾シロヤナギ広場	広場	中	114	3	
260	403-161	上ひよこ広場	広場	西	154	2	
261	403-162	深井中町ヒメガマ広場	広場	中	141	1	
262	403-163	菱木ヒメビシ広場	広場	西	150	1	
263	403-166	八田北町ハンゲショウ広場	広場	中	143	2	
264	403-168	福田オニバス広場	広場	中	112	1	
265	403-169	大野芝町ヤマボウシ広場	広場	中	120	1	
266	403-170	原田エメラルド広場	広場	西	147	1	
267	403-172	福田ミズオトギリ広場	広場	中	195	2	
268	403-173	新家町シマトネリコ広場	広場	中	121	1	
269	403-174	上野芝町マツモ広場	広場	西	106	1	
270	403-177	浜寺南町ビーバー広場	広場	西	132	2	
271	403-178	原田ブルーヘブン広場	広場	西	143	2	
272	403-180	三木閑タヌキラン広場	広場	南	146	3	
273	403-184	草部ホウキギク広場	広場	西	134	2	
274	403-185	深井沢町オトメソウ広場	広場	中	128	2	
275	403-188	石津町モクレン広場	広場	堺	126	2	
276	403-189	百舌鳥梅北町フォーシーズン広場	広場	北	116	2	
277	403-192	草部エリカ広場	広場	西	120	2	
278	403-193	神野町カムカム広場	広場	西	109	1	
279	403-196	菱木ナノハナ広場	広場	西	146	3	
280	403-199	上野芝町ミズキ広場	広場	西	147	2	
281	403-200	東上野芝町パンジー広場	広場	北	117	1	
282	403-202	野遠町ルピナス広場	広場	北	148	2	
283	403-203	菱木ハイビスカス広場	広場	西	157	2	
284	403-205	南野田ハッピー広場	広場	東	99	2	
285	403-208	土師町アイ広場	広場	中	130	1	
286	403-209	美木多上モモ広場	広場	南	179	2	
287	403-210	北花田口町ヒメユズリハ広場	広場	堺	115	1	
288	403-211	戎島町ヤマモモ広場	広場	堺	169	1	
289	406-001	百舌鳥陵南町わたすげ広場	広場	北	107	4	
290	406-002	小阪ひめすみれ広場	広場	中	90	3	
291	406-003	鳳東町こがねぎく広場	広場	西	102	2	
292	406-004	東山にっこうきすげ広場	広場	中	144	2	
293	406-005	向陵中町いわべんけい広場	広場	堺	97	2	
294	406-006	浜寺石津町西はまぜり広場	広場	西	180	3	
295	406-007	堀上町みやまりんどう広場	広場	中	192	1	
296	406-008	金岡町いわいちょう広場	広場	北	156	3	
297	406-009	堀上町いちょうらん広場	広場	中	103	3	
298	406-011	上かんさいたんぽぽ広場	広場	西	102	1	
299	406-012	福田しまかんぎく広場	広場	中	140	3	
300	406-013	土師町ほていらん広場	広場	中	120	2	

通番	公園番号	公園名称	公園種別	区名	開設面積 (㎡)	施設数 (基)	過年度 調査済み
301	406-015	深井清水町やまひよどり広場	広場	中	115	3	
302	406-016	陶器北のこぎりそう広場	広場	中	132	2	
303	406-018	深阪南みぞほおずき広場	広場	南	172	3	
304	406-019	百舌鳥赤畑町ちがや広場	広場	北	175	3	
305	406-020	深井清水町ゆきわりこざくら広場	広場	中	120	3	
306	406-021	北花田町しらやまぎく広場	広場	北	112	3	
307	407-001	南野田ひめやぶらん公園	幼児	東	155	3	
308	407-002	大野芝町くまつづら公園	幼児	中	115	4	
309	407-004	上野芝町トマト公園	幼児	西	125	4	
310	407-008	原山台ペア公園	幼児	南	140	4	
311	407-009	上野芝町バナナ公園	幼児	西	166	5	
312	407-013	鳳東町レタス公園	幼児	西	158	2	
313	407-014	鳳北町ライム公園	幼児	西	176	8	
314	407-015	三宝町かりん公園	幼児	堺	103	5	
315	407-020	上野芝町フルーツ公園	幼児	西	194	2	
316	407-021	大浜北町ベイ公園	幼児	堺	98	2	
317	407-024	中百舌鳥町マジョラム公園	幼児	北	118	2	
318	407-025	鳳北町ジュンサイ公園	幼児	西	195	2	
319	407-031	浜寺ロードレイア公園	広場	西	132	1	
320	408-002	大池公園	近隣	美原	22,491	40	○
321	408-016	北余部1号公園	広場	美原	150	1	
322	408-017	北余部2号公園	広場	美原	91	4	
323	408-018	平尾1号公園	広場	美原	170	3	
324	408-026	菅生2号公園	広場	美原	169	2	
325	408-028	菅生4号公園	広場	美原	42	1	
326	408-029	大保1号公園	広場	美原	110	1	
327	408-030	平尾2号公園	広場	美原	102	2	
328	408-037	多治井1号公園	広場	美原	62	4	
329	408-041	大保2号公園	広場	美原	49	1	
330	408-042	北余部3号公園	広場	美原	124	2	
331	408-044	ひめばち公園	広場	美原	111	3	
332	408-045	太井2号公園	広場	美原	125	4	
333	408-046	北余部4号公園	広場	美原	123	2	
334	408-048	北余部5号公園	広場	美原	126	2	
335	408-049	阿弥2号公園	広場	美原	166	2	
336	408-054	多治井2号公園	広場	美原	150	2	
337	408-055	太井3号公園	広場	美原	168	2	
338	408-056	大饗1号公園	広場	美原	100	1	
339	408-078	南余部マンドレーク広場	広場	美原	160	2	
340	408-079	阿弥ノハナショウブ広場	広場	美原	121	1	
341	408-086	南余部クレソン広場	広場	美原	131	1	
342	408-087	南余部アイアシ広場	広場	美原	110	5	
343	408-089	今井ソレイユ広場	広場	美原	161	2	
344	408-090	小平尾ウメ広場	広場	美原	94	2	
345	408-091	小平尾ヒラド広場	広場	美原	136	2	
346	408-094	大保モチノキ広場	広場	美原	173	2	

健全度調査対象施設数

施設種類	規格など	数量	単位
遊具A	ラダー、鉄棒、動物置物、スプリング遊具、スイング遊具、シーソー、プレイウォール、平均台、砂場、健康器具系施設等	747	基
遊具B	ジャングルジム、すべり台、踏み板式ぶらんこ（2連）、はん登棒等	195	基

遊具C	踏み板式ぶらんこ（4連）、築山、クライミング遊具等	2	基
小型複合遊具	遊具の先端を直線で結んだ多角形の面積が 100 m ² 未満の複合遊具	39	基
中型複合遊具	遊具の先端を直線で結んだ多角形の面積が 100 m ² 以上 300 m ² 未満の複合遊具	7	基
橋梁（小）	橋長 10m未満	14	橋
橋梁（中）	橋長 10m以上 100m未満	38	橋
橋梁（大）	橋長 100m以上	2	橋
木橋（小）	主要部材木材 橋長 10m未満	3	橋
木橋（中）	主要部材木材 橋長 10m以上 100m未満	2	橋
擁壁		67	施設
建築物（小）	延床面積 100 m ² 未満	63	施設
建築物（中）	延床面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満	2	施設
建築物（大）	延床面積 200 m ² 以上 1,000 m ² 未満	7	施設
建築物（特大）	延床面積 1,000 m ² 以上	2	施設
一般施設A	照明灯、時計など	1,962	基
一般施設C	四阿、パーゴラ、藤棚など	117	基
噴水		1	基
デッキ（中）	面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満	1	基
デッキ（特大）	面積 1,000 m ² 以上	1	基

健全度調査票

健全度調査票（遊戯施設）					
No. 000-000					
公園名					
公園施設種類					
公園施設名					
施設コード					
数量					
規模					
主要部材					
設置年度					
経過年数					
処分制限期間					
管理類型					
利用・管理状況と 管理者の意向					
基準適合状況（安全指針、バリアフリー法）への適合					
安全指針					
バリアフリー法					
健全度の評価（A>B>C>D：Aが一番健全）			調査日（第 回） 年 月 日		
健全度判定	A・B・C・D	指標考慮	高・低	緊急度判定	高・中・低
利用禁止の判定	利用禁止とする ・ 利用禁止としない				
劣化状況					
部 材	構造材		消耗材		
美観状況					
その他健全度判定における特記事項					

鉄棒(落下高さ 1500mm 以下)定期点検表

(写真No.)

管理番号

製品名			所在 施設名			住所		
点検社						点検日		
点検者						確認者		
製造社			S P 表示シール	有 ・ 無		製品番号		
設置年月			経過年月	年	月	落下高さ	mm	
構造部材 1			構造部材 2			消耗部材		
対象年齢シール	有 ・ 無		対象年齢	1歳～3歳 ・ 3歳～6歳 ・ 3歳～12歳 ・ 6歳～12歳 ・ 大人				
Ⅰ. 機能に関する総合判定					Ⅱ. 塗装に関する総合判定			
使用継続	A : 健全であり、修繕の必要がない B : 軽微な異常があり、経過観察が必要 C : 異常があり、修繕又は対策が必要 D : 危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要または、破棄し更新を検討					A : 健全な状態 B : 部分的に塗装剥離があり、経過観察が必要な状態 C : 全体的に塗装剥離があり、再塗装が必要な状態		
ハザード	0 : 傷害をもたらす物的ハザードがない状態 1 : 軽度の傷害をもたらすハザードがある状態 2 : 重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態 3 : 生命に危険、あるいは重度の恒久的な障害をもたらすハザードがある状態					劣 化	a : 健全な状態 b : 軽微な劣化がある状態 c : 修繕の必要な劣化がある状態 d : 緊急修繕が必要な劣化がある状態	
特記事項								

【安全領域】

点 検 項 目	点検器具	判定	写真No.	備 考
②落下高さ1,500mm以下の時、握り棒の前後方向は、1,800mm以上。全領域重複不可	メジャー	2 合 ・ 否		
③その他方向は1,500mm以上。半分領域重複可	メジャー	1 合 ・ 否		
上部空間、1,800mm以上	メジャー	1 合 ・ 否		
※ コンクリート・アスファルトなどの固い設置面でない	目視	3 合 ・ 否		
※ くぼみ・段差・石ころなどの障害物がないこと	目視	1 合 ・ 否		

【規準一般規定】 劣化点検のみの場合でも、劣化に伴う規準不適合項目がある場合は特記事項等で報告すること。

①頭部・胴体の挟み込み

点 検 項 目	点検器具	判定	写真No.	備 考
頭部・胴体の挟み込み (100～230mm)	器具 A・B	2 合 ・ 否		
※ 落下により首へのダメージが想定される場合はハザードレベルを3とする	器具 A・B	3 合 ・ 否		

②頭部または首の挟み込み

頭部または首の挟み込み (V字型開口部)	器具 A・B	3 合 ・ 否		
----------------------	--------	---------	--	--

③指の挟み込み

指の挟み込み (φ8～25mm)	器具 E	2 合 ・ 否		
------------------	------	---------	--	--

④絡まり・引っ掛かり

絡まり・引っ掛かり (突出部や隙間)	目視	2 合 ・ 否		
--------------------	----	---------	--	--

⑤衝突・転倒

衝突・転倒 (突出部や段差)	目視	1 合 ・ 否		
衝突・転倒が想定される場合、衝撃緩和への配慮	目視	2 合 ・ 否		

⑥ボルトナット類による突起

引っ掛かり防止対策	目視	1 合 ・ 否		
直接衝突の危険がある、ボルト・ナット類の突出対策	目視	2 合 ・ 否		

⑦鋭利な尖端・角・縁

鋭利な尖端・角・縁	目視・触診	1 合 ・ 否		
-----------	-------	---------	--	--

⑩救助対策

点 検 項 目	点検器具	判定	写真No.	備 考
救助対策	目視	1 合 ・ 否		

⑪基礎の設計

基礎の設計（基礎の天端 土かぶり100mm以上）	メジャー	1 合 ・ 否		
基礎の露出がないこと	目視	2 合 ・ 否		
* 露出基礎への直接落下が想定される場合はハザードレベルを3とする	目視	3 合 ・ 否		

【劣化】

支柱部

点 検 項 目	点検器具	判定	写真No.	備 考
部位全景（外観状況・落下高さ等）	目視			
腐食がないか（地際部附近）（全数点検）	目視・打診	a ・ b ・ c ・ d		
腐食がないか（地際部附近以外）	目視・打診	a ・ b ・ c ・ d		
ぐらつきがないか	揺診	a ・ b ・ c ・ d		
破損など（破損 0 ケ所）	目視	a ・ b ・ c ・ d		

握り棒部

部位全景（外観状況・落下高さ等）	目視			
腐食がないか	目視・打診	a ・ b ・ c ・ d		
ぐらつきがないか	揺診	a ・ b ・ c ・ d		
破損など（破損 0 ケ所）	目視	a ・ b ・ c ・ d		

基礎部・着地面部

ぐらつきがないか（全数点検）	揺診	a ・ b ・ c ・ d		
衝撃吸収材などの破損（破損 0 ケ所）	目視	a ・ b ・ c ・ d		

【規準】

握り棒部

点 検 項 目	点検器具	判定	写真No.	備 考
握り棒の有効長さは、900mm以上とする	メジャー	1 合 ・ 否		
握り棒の太さは、20～35mmとする	器具D	1 合 ・ 否		
握り棒は、回転してはならない	触診	2 合 ・ 否		

支柱部

握り棒の高さに応じた強度が必要であり、必要に応じて補助支柱等を取り付ける	目視・揺診	2 合 ・ 否		
支柱と握り棒との接合部分は、十分な強度を確保し、安全な材質や形状・構造とする	目視・揺診	2 合 ・ 否		

点検写真台帳									
公園			エリア				点検日		
施設					総合	劣化	ハザード	ページ	

写真No.		判定
1		

写真No.		判定
2		

写真No.		判定
3		

写真No.		判定
4		

写真No.		判定
5		

写真No.		判定
6		

公園台帳管理システム点検結果入力画面

点検詳細

11787 / 11787

追加 削除 資料表示

地図表示 公園番号検索

施設KeyNo: 施設番号
KeyNo: 1

公園番号:

公園種別:

公園事務所:

公園名称:

施設番号: 施設検索

施設(小分類):

主要部材(構造):

遊具・運動施設点検項目

点検実施日: 点検業者: 点検者:

点検内容等:

要措置緊急度: 劣化状況:

健全度: 簡易判定

緊急度:

要措置箇所:	措置状況:	措置内容:	備考:

閉じる